

第4次小清水町行財政改革大綱を策定

小清水町では、平成22年度を目標として平成17年3月に策定した第3次小清水町行財政改革大綱及び小清水町行財政改革推進計画にもとづき、事務事業の見直しと民間委託・指定管理者制度の導入など多くの行財政改革に努めてきた結果、目標に掲げた改革推進事項の約8割について目標を達成したところであります。

しかし、長引く景気低迷や少子高齢化の進行など本町を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、改革の手綱を緩めることなく更なる経費節減に努めることはもとより、住民サービスに主眼を置いた改革を推進するため、引き続き事務事業の見直し等を進める必要があることから、第3次小清水町行財政改革を引き継ぐ新たな第4次小清水町行財政改革大綱を策定することといたしました。

新大綱及び推進計画については、林町長以下3役及び役場管理職員で構成する「小清水町行財政改革推進本部会議」でまとめた原案について、町民の方々に構成された「小清水町行政改革推進審議会（出口博己会長 委員13名）」に諮問し、熱心なご審議及びご提言をいただき、答申書の提出を受けたところであり、このたび平成23年度を初年度とした5カ年の計画である「第4次小清水町行財政改革大綱」を策定いたしました。

この計画の達成に向けては、職員一人ひとりが共通認識を持って目標達成に向けての取り組みを実行してまいります。



△林町長に答申書を手渡す出口会長（左）

【第3次小清水町行財政改革大綱に係る行財政改革推進計画の検証結果】

【計画期間】 平成17年度から平成22年度

【推進項目】 48項目

【達成状況】

- ◆達成 33項目
 - ・廃止 1項目
 - ・外部委託 9項目
 - ・組織機構 1項目
 - ・職員定数 1項目
 - ・使用料・手数料の見直し 1項目（8件）
 - ・その他財源の確保 2項目
 - ・新料金等の導入 1項目
 - ・事務事業の見直し 9項目
 - ・給与等の適正化 6項目
 - ・町税等の収納向上 2項目
- ◆一部達成 6項目
 - ・事務事業の見直し 3項目
 - ・外部委託 1項目
 - ・給与等の適正化 1項目
 - ・補助及び負担金 1項目
- ◆未達成 9項目
 - ・事務事業の見直し 3項目
 - ・外部委託 4項目
 - ・民間移行 1項目
 - ・町税等の収納向上 1項目
- ◆取止め 0項目

推進項目48項目中、33項目（69%）について達成、一部達成6項目を含めると達成率は81%です。

【行財政改革推進計画の概要】

【目標年度】 平成27年度
（H23年度～H27年度までの5年間）

・事務事業の見直し	8件（新規1件）
・外部委託（含指定管理）	6件（新規2件）
・民間への移行	1件
・組織機構の見直し	1件
・職員定数	1件
・給与等の適正化	6件
・補助・負担金の見直し	1件
・歳入の確保	3件
計	27件（新規3件）

【小清水町行財政改革推進計画（第4次）の主な取り組み】

◆事務事業の見直し	
■ 公用車運行事業	公用車の集中管理により効率的な利用を図ります。（継続実施）
■ 温泉入湯招待券事業	交付年齢を1歳ずつ繰り上げ70歳以上とします。（平成21年度より実施中）
■ 敬老祝金支給事業	75歳以上の敬老祝金を引き下げ、喜寿・米寿・百寿に係る賀寿祝金を上げます。
■ 町単独事業の諸経費の見直し	諸経費の縮減率の幅を検討します。
■ 道路及び災害状況の情報化事業	道路工事に伴う通行規制及び除雪状況について情報化を検討します。
■ 各種証明書等の申請手続きの代行業	お年寄りや障害のある方などに対し、各種証明書等の申請代行及び宅配サービスを行いません。（継続実施）
◆外部委託	
■ 高齢者生活福祉センター運営事業	多様な住民ニーズに対応するため指定管理者制度の導入を検討します。
■ 道の駅「はなやか」の管理運営事業	当面は現行の管理体制としますが、施設内レイアウトの変更、物販コーナーの拡充など管理運営の改善を検討します。
■ 住民センター等の管理運営	各地区住民センター・公営住宅集会所・止別公民館の管理運営について、地域自治会への指定管理者制度の導入に向けて検討を行いません。
■ 町有牧野草地開発整備事業	町有牧野舎飼施設改築に伴い、舎飼及び放牧事業など全ての牧場業務について指定管理者制度を導入します。
■ 学校公務補の配置見直し	小中学校の公務補について外部委託に移行します。
◆民間移行	
■ 愛寿苑運営事業	施設改築に合わせて民設、民営に移行します。
◆組織機構	
■ 課・係の統合再編	統合・再編により簡素で効率的な組織機構の見直しを進めます。（継続実施）
◆職員定数	
■ 職員の定員管理	第3次定員適正化計画にもとづき組織機構の実態に適した職員定数を維持します。
◆給与等の適正化	
■ 時間外勤務手当の抑制、給与体系の見直し、特別職の給与の見直し、議会議員報酬の見直し、非常勤特別職日額報酬の見直し、旅費等の見直し	これまでに各見直しを実施してきましたが、引き続き適時に見直しを行いません。
◆補助及び負担金	
■ 各種助成金・奨励金の見直し	補助金の交付基準と審査基準を明確化し、適正で効果的な補助金制度を確立します。
◆町税等の収納向上	
■ 行政サービスの制限	町税等の滞納者には行政サービスの一定制限を行いません。（平成19年に制限条例施行済）
◆使用料・手数料の見直し	
■ 使用料・手数料の見直し	適正な受益者負担の料金設定となるよう適時に見直しを行いません。
◆その他の財源確保	
■ 公有財産の活用	未利用財産の貸付・処分を行いません。

このほか、新たな推進事業については、各年度において予算化していくなかで具体的な検討を行なっていくこととしております。なお、行財政改革の実施状況につきましては、町広報紙によりお知らせいたします。